



学校いじめ 防止基本方針

いじめを見逃さない学校
風通しの良い学校
生徒が安心して学ぶことができる学校

(目次)

I 教職員マニュアル

- 1 教職員の基本姿勢
- 2 未然防止に向けて
- 3 早期発見に向けて
- 4 早期対応に向けて
- 5 河北台中学校の取組

II 組織対応マニュアル

- 1 いじめ問題対策チーム
- 2 いじめ問題対応マニュアル

III 資料

- ①いじめの問題への取組チェックポイント
- ②いじめの発見ポイント
- ③かほく市教育振興基本計画より（平成31年3月作成）
- ④主な相談機関
- ⑤重大事態対応フロー図

I 教職員マニュアル

1 教職員の基本姿勢

① いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する

・日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する

・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

・いじめる生徒に対しては、警察等の連携も含め、毅然とした指導が必要。

③ 生徒一人一人を大切にすること意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する

・教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。

④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する

・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する

・生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

○いじめの定義（文部科学省）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。「いじめられた生徒の立場に立つ」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人的関係のある者を指す。

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味し、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものである。

2 未然防止に向けて

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

(1) 生徒達や学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要です。その中で、生徒たちの些細な行動から、個々の置かれた状況や精神状態を推量することができる感性を高めていくことが求められています。

② 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画をたてる必要があります。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の1つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要があります。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。生徒達は、周りの環境によって大きな影響を受けます。生徒達にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の1つです。教職員が生徒達に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となります。

① 生徒達のまなざしと信頼

生徒達は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒達を成長させます。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達は大き

く変化します。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが大切です。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

②道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的実践力の低さから起こる「いじめ」に対し、道德の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。生徒達は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑制につながると考えられます。道德の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

(4) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

3 早期発見に向けて

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切です。

(1) 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

①生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受けとめ、生徒達の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢が大切です。

②生徒達を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒達に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切あり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要です。

(2) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

《分類》《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
…脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視
※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
(けんかやふざけ合いも含む) ……暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
……………暴行、傷害
- オ 金品をたかられる
……………恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
……………窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
…強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
……………名誉毀損、侮辱

(3) いじめが見えにくいのは

①いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われます。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われています

《時間と場所》

- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態があります。

《カモフラージュ》

②いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、(親に心配をかけたくない、いじめられる自分はダメな人間だ、訴えても大人は信用できない、訴えたらその仕返しが怖い) などといった心理が働きます。

③ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

(4) 早期発見のための手立て

①日々の観察＜生徒がいるところには、教職員がいる＞

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配ります。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

②観察の視点＜集団を見る視点が必要＞

成長の発達段階からみると、生徒達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなります。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

③日記の活用＜コメントのやりとりから生まれる信頼関係＞

必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりすること、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

（５）相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について最新の注意を払うべきです。その対応いかんによっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

①本人からの訴えには

＜心身の安全を保証する＞

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなりません。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

＜事実関係や気持ちを傾聴する＞

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

②周りの生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから手の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。また「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。

③保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

※すべての事案に対し、保護者・地域住民・関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組めるようにするため、生徒指導主事を中心とし、いじめ問題対策チームで情報を共有し、協議・検討を図り解決に向けて取組めます。

4 早期対応に向けて

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うことが大切です。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ①「いじめ対策委員会」を招集する。
- ②いじめられた生徒を徹底して守る。
- ③見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告します。

①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要です。また状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。さらに、短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

＜把握すべき情報例＞（生徒の個人情報に十分配慮）

- ◆誰が誰をいじめているのか？……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………【期間】

(3) いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒に対して

（生徒に対して）

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝えます。

- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

(保護者に対して)

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう依頼します。

②いじめた生徒に対して

(生徒に対して)

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導します。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

(保護者に対して)

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

③周りの生徒たちに対して

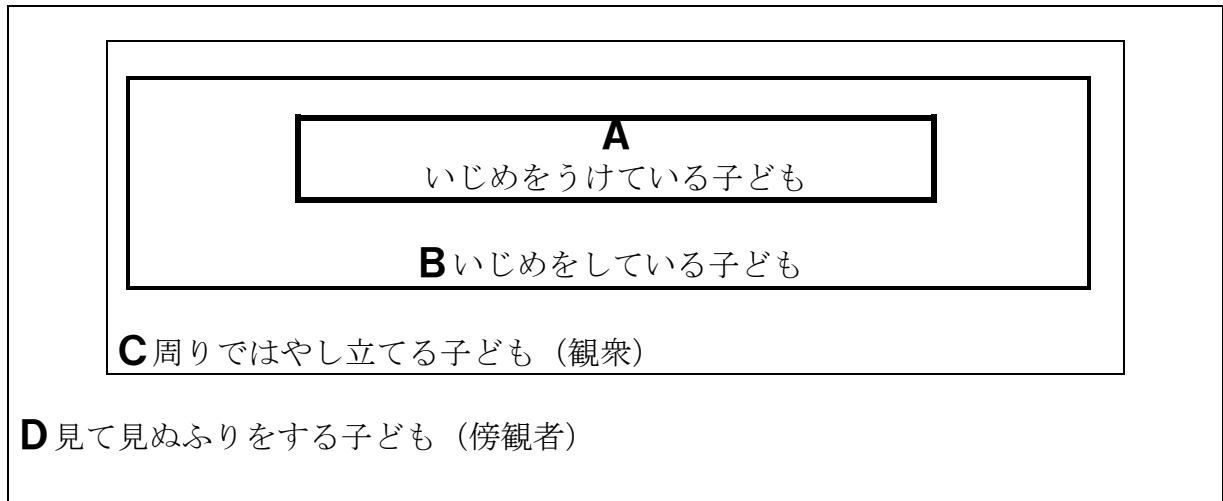
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

④継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、少なくとも3ヶ月は、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的行います。
- ・教育相談、日記や手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立ていじめのない学級づくりへの取組を強化します。

いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできない。いじめの構造をしっかりと認識しておくことが大切である。



※AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。
※観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

5 河北台中学校の取組

校内の指導体制の整備

- 生徒指導部の機能化（生徒指導委員会での情報共有、未然防止・早期発見等）
- 職員朝礼や職員室内での情報の共有
- 事件・事故の早期発見に向けた昼休み、休み時間等の巡視
- 学年会で学級の様子との報告と共有
- 主任会で学年の様子との報告と共有
- 生徒理解研修会の実施
- 個別支援計画の実施
 - ①スクールカウンセラーによる助言
 - ②いじめ対応アドバイザーによる助言

生徒理解を深めるための教育相談体制の充実

- 生活ノート「ライフ」を活用した取組

生活ノート「ライフ」を生徒から、毎日提出させ、それに対して教師が返事を書くことで、信頼関係を築くとともに、生徒の心情やサインをつかむ。
- 学校生活サポートアンケートの取組（月1回、全校集会後に実施）

生徒の状況を把握し、学級担任等との面談を実施、および全職員での共通理解を図る。
- Q-Uをもとにした学級経営（2回、春と秋に実施）

Q-Uアンケートをもとに学級集団における個々の状況を分析し、生徒一人一人についての理解・対応方法を協議確認し、学級経営の方針をつかむ。
- 定期教育相談の実施（学期に1回実施）

事前アンケートをもとにした個別面談、またその内容の集約と内容に応じた組織的な対応を立案する。
- 相談室の整備

保健室の近くに教育相談室を設置し、教育相談員・スクールカウンセラーを活用することで、教育相談の機能化を図る。
- 教育相談員・スクールカウンセラーの配置

教育相談員・スクールカウンセラーの窓口は、養護教諭と教育相談担当が行い、いつでも生徒の相談に応じられる体制をとる。

授業規律の定着と「わかる授業」の実践

- 授業規律の定着と実践

学習指導部（研究主任）と連携して、河北台中学校における授業規律を定着させ、全ての生徒が安心して授業に取り組むことができるようにする。
- 「わかる授業」の実践

生徒指導の三機能を意識した関わりを通して、温かな人間関係を築く。その上

で、全ての教科で「わかる授業」の実現を目指して、研究実践に励み、授業力の向上を図る。

道徳教育の実践と充実

○道徳的实践力の育成

道徳の時間を通して、生徒の道徳的実践力の育成に取り組む。また、週案に価値項目を書き込むなど、年間計画に準じた実践を積み重ねる。

○道徳的実践とその積極的な評価

学校生活において道徳的実践の場（自治的諸活動、部活動等）に留意すること。また、生徒の良い実践について「さわやかカード」の取組を通して、認め・褒める機会を作る。「さわやかカード」については掲示を通して、本人はもとより、全校生徒にも知らせ、学校全体の実践意欲の向上に努める。

生徒の自主的活動の促進

○生徒会活動等における取組

①各種委員会活動では、直面する課題を話し合い、具体的活動を提起・実践する。

例：あいさつ日本一運動（執行部）、気づきの行動強化月間（生活）

②「ストレスマネジメント」の実施

保健委員会と養護教諭が連携して、生徒が前向きに学校生活を送れるために、自分なりのストレス対処法を身につけることができるように取り組む。

○体験活動の推進

他人を思いやる心や少々の困難には負けないたくましい力を身に付けさせるために、ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動など、人間関係や生活体験を豊かなものとする教育活動を積極的に取り入れる。

①地域在住高齢者とのふれあい活動・・・JRC委員会、希望者

②職場体験学習・・・第2学年

③小中連携事業・・・第1学年

ネットトラブル予防に向けた取組

○自主的なネットトラブル予防について

生徒会執行部と保健委員会が協働で作成する「河中生のネチケット」（毎年更新、前後期2回作成）をもとに、生徒がネットトラブルを起こさない、巻き込まれないための約束事を策定する。

○教育課程に位置づけたネットトラブル防止について

各学年1学期に、各教科にてネットトラブル防止に向けた授業内容を実施。また道徳の授業においても情報モラルの指導に関連づけて行う。

○最新の状況を取り入れた校内研修の充実

生徒指導主事が校外研修で身につけた最新の状況について校内研修を実施し、全

ての教職員がネットトラブル防止に向けた視点を持って日々の指導を実践することができるようになる。

いじめ問題への取組チェック

○資料①で、いじめ問題への取組を職員全体でチェックし、今後の対応に生かす

・・・学期末（年3回）

○学校評価を使用した取組チェックから、今後の対応にいかす。

（保護者アンケート、生徒アンケート、教職員アンケートの項目より）

<保護者アンケート>

- ・子どもは、「学校が楽しい」と言っている。
- ・子どもは授業が分かりやすいと言っている。
- ・学校は、子どもの相談に適切に対処している。
- ・先生は、子どもをよく理解し、指導している。

<生徒アンケート>

- ・学校での生活は楽しい
- ・河北台中のきまり（校則）を守れている。
- ・善悪を判断し、正しい行動をすることができる。
- ・自分の思いや悩みを聞いてくれる先生がいる。
- ・意欲的に授業に取り組んでいる。
- ・授業では先生の話をしっかり聞いている。
- ・授業では、しっかりしたあいさつ、姿勢、話し方などを心がけている。

<教職員アンケート>

- ・自ら考え、正しく判断して行動できる生徒が育ってきている。
- ・校訓「常に正しく」行動ができ、知・徳・体のバランスのとれた生徒が育ってきている。
- ・生徒理解を大切にし、生徒との信頼関係の構築ができています。
- ・生徒の「あいさつ」などの基本的生活習慣の定着を図るための指導ができています。
- ・問題発生時、関係職員への「報・連・相」など組織的かつ迅速な対応をしている。

家庭との連携

○いじめ問題に対する取組の説明・・・入学説明会

○家庭で分かるいじめの発見ポイントの配付・活用

○欠席生徒へのきめ細かな対応

- ・原則2日連続欠席で家庭連絡、3日連続で家庭訪問を実施

II 組織対応マニュアル

1 いじめ問題対策チーム

いじめ問題対策チーム（常設）

報告・連絡・協議（相談・助言）

未然防止・早期発見

早期対応に関する

相談・助言

- ・いじめを見逃さない学校作り
- ・学校や教職員の対応力向上
- ・基本方針の策定・周知
- ・風通りの良い学校作り

校長

教頭

各学年主任

学年生徒指導

教育相談担当

養護教諭

いじめ対応アドバイザー

スクールカウンセラー

生徒指導主事

特別支援教育担当

生徒指導サポーター

＜個別案件対応班＞

※管理職を含めた対策チームとの連携

情報の収集・共有対応策の検討役割分担

報告・説明評価・再検討

教頭

学年主任

PTA

地域

学年主任

学年会

周辺

生徒

生徒指導担当

教育相談担当

加害生徒

保護者

生徒指導担当

被害生徒

保護者

かほく市

教育委員会

警察

児童相談所等

その他

外部機関

いじめ問題対策チームメンバー

職名または校務分掌等	氏 名	備 考
学校長	荒山 浩	
教 頭	塚田 秀和	
生徒指導主事	川端勇一郎	
研究主任	梶元 隆雄	
3 年学年主任	上谷 由喜	
2 年学年主任	吉倉 満	
1 年学年主任	田口 満	
教育相談	岡山 由子	
養護教諭	宇野 菜穂	
教育相談員	有明 優子	
S C	白江 学	外部人材
S C	鉢野ひさ子	外部人材
生徒指導サポーター	前畑登美男	外部人材

2 いじめ問題対応マニュアル

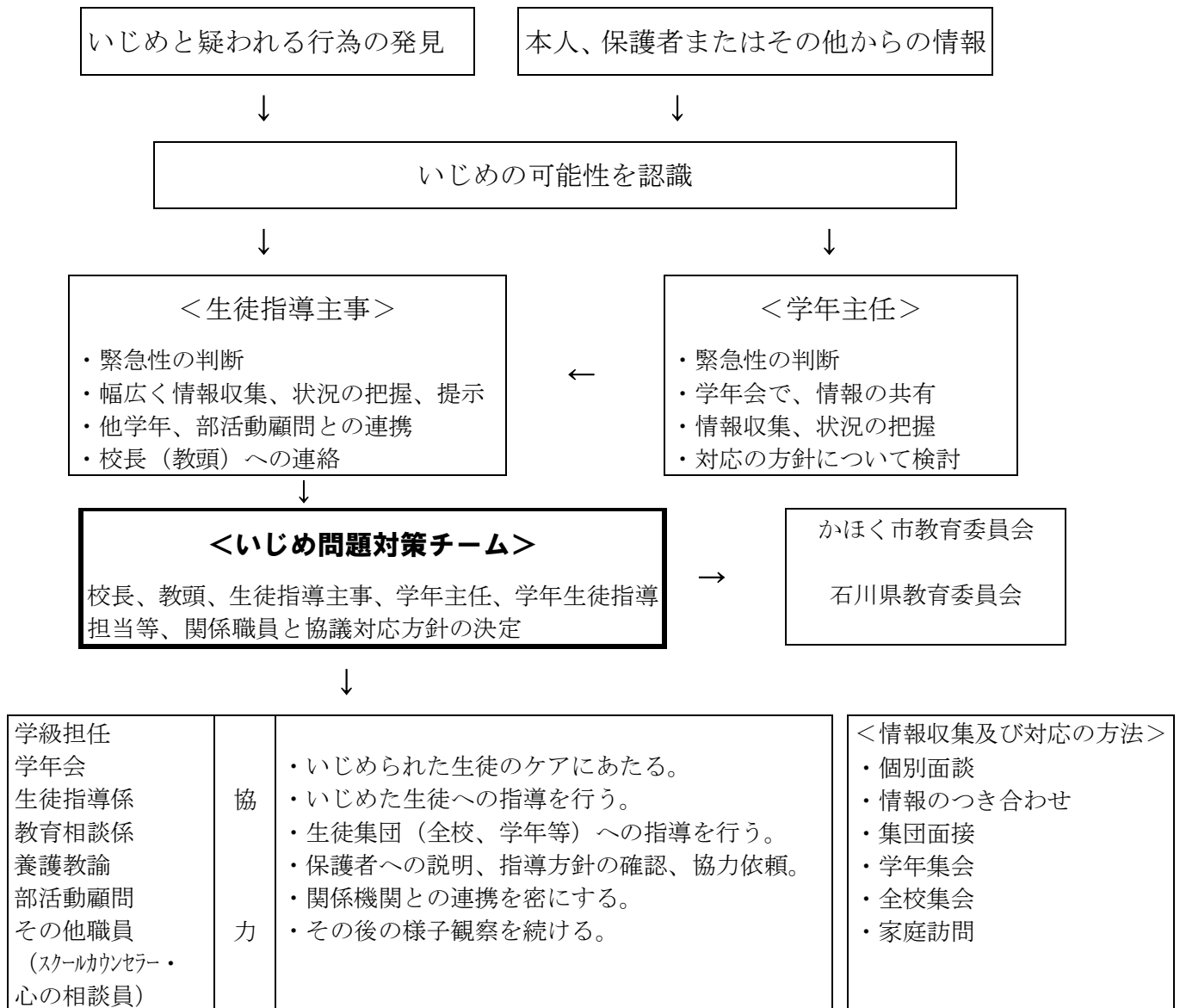
<いじめ予防のために>

- (1) 好ましい人間関係の構築
 - ・一人一人の主体性と独自性の尊重
 - ・存在感の重視・人間的ふれあいの形成
- (2) 自己指導力の育成
 - ・生徒会行事、学級諸活動への取組
 - ・自己評価の場の設定・規律を守る指導の徹底
- (3) 授業規律の徹底と学力の向上
 - ・安心して学ぶことができる場の設定
 - ・分かる授業の実践を通じた学力の向上

<早期発見のために>

- (1) 生徒理解に努める
 - ・小学校との連携
 - ・定期教育相談
 - ・生活ノートによる交流
- (2) 状況の把握に努める
 - ・毎時間の校舎巡回
 - ・家庭や地域との連携
 - ・学校サポートアンケートの実施

いじめである可能性を認識した場合は素早く報告し、校長のリーダーシップの下、いじめ問題対策チームを中心に組織的に対応する。



資料①いじめの問題への取組チェックポイント

※学期末（年３回）にチェック

指導体制

- ① いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。（チーム）
- ② いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。（チーム）
- ③ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。（チーム）

早期発見・早期対応

- ① 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。（教職員）
- ② 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの確に対応しているか。（チーム・教職員）
- ③ 養護教諭やスクールカウンセラーと連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。（チーム）
- ④ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。（チーム・教職員）
- ⑤ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。（チーム）
- ⑥ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。（チーム）

教育指導

- ① 「いじめは人間として許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。（教職員）
- ② 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間及び児童生徒会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。（教職員）
- ③ いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。（チーム）
- ④ いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。（チーム・対応班）
- ⑤ いじめが解決したと見られる場合でも、少なくとも３ヶ月は継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。（チーム・対応班）

家庭・地域社会との連携

- ① 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。（チーム）
- ② 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。（チーム・対応班）
 - ※ () 内の「チーム」「対応班」「教職員」は、それぞれ「いじめ問題対策チーム」「個別案件対応班」「教職員一人一人」を指す。

資料②いじめの発見ポイント

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

○いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

< 学校での一日 > ※印無理にやらされている可能性のあるもの

機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）
朝HR	○遅刻・欠席が増える ○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○表情がさえず、うつむきがち ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○涙を流した気配が感じられる ○用具、机、椅子等が散乱する ○周囲が何となくざわついている
授業中	○一人だけ遅れて教室に入る ○席を替えられている ○正しい答えを冷やかされる ○グループ分けで孤立することが多い ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○保健室によく行くようになる ○責任ある係の選出の際、冷や※不まじめな態度で授業を受けるかし半分に名前が挙げられる※ふざけた質問をする ○ひどいアダ名で呼ばれる※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○集中してボールを当てられる ○わけもなく階段や廊下等を歩 ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けること※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行くが多い
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○グループで食べる時、席を離られるしている ○その子どもが配膳すると嫌が※好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる※さぼることが多くなる ○最後まで一人です※人の嫌がる仕事を一人です ○椅子や机がぼつんと残る
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたり ○用事がないのに学校に残っていている日がある ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○部活動に参加しなくなる ○急いで一人で帰宅する※他の子の荷物を持って帰る

＜注意しなければならない生徒の様子＞

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）
動作や表情	○活気がなく、おどおどしてい ○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をす ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○委員を辞める等やる気を失う ○独り言を言ったり急に大声を出したりする※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされ ○刃物等、危険な物を所持する ○持ち物、靴、傘等を隠される
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れるをする ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為 ○教科書、教室の壁、掲示物等 ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等に落書きがあるが入っている ○教材費、写真代等の提出が遅れる※校則違反、万引き等の問題行動 ○インターネットや携帯電話のが目立つようになるメールに悪口を書き込まれる

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

○いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

観察の視点（特に、変化が見られる点）
○衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ○風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため） ○買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ○教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 ○食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ○寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ○表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 ○いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 ○部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 ○言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 ○親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。 ○登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 ○転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 ○家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 ○親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。 ○不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。 ○「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。 ○投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。 ○テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

ネットいじめにあっている子どもが家庭で出すサイン

・スマートフォンやタブレットを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。 ・親が近づくと通信機器の画面を切り替え、画面を隠そうとする。 ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。 ・通信機器の着信音に、怯えるような態度をとる。 ・電話やLINE・SNSを確認した後に、そっと一人で出かけようとする。
--

資料③第2期かほく市教育振興基本計画より（平成31年3月）

基本的方向 1-(5)

多様なニーズに対応した教育機会の提供・支援

◎ 現状と課題

- 特別に配慮の必要な児童生徒にきめ細かく支援するために、学校の必要に応じて特別支援教育支援員を配置し、学習活動の円滑な運営を支援しています。対象となる児童生徒数は増加傾向にあり、これまで以上に、多様化する教育的ニーズに対応した適切な支援が求められています。
- いじめの認知については、児童生徒千人当たり、最多の都道府県と最少の都道府県では30倍以上の開きが生じており、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。いじめの認知を正確に行い、専門家や関係機関と連携を図りながら未然防止と早期発見・早期対応に、学校を挙げて取り組むことが重要です。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月に公布され、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう、児童生徒の意思を十分尊重し、支援を行うこととされています。不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが重要です。
- 経済的困難を抱える家庭の子供もしっかりとした学力を身につけることができるよう、学校を窓口とした福祉関係機関等の担当者との連携など、切れ目のない経済的支援、学習支援等の総合的な対策を進めることが重要です。

◎ 具体的な取組

① 特別支援教育の充実

- ◆支援の必要な児童生徒にきめ細かく対応するために、引き続き、特別支援教育支援員を配置し、一層の資質向上をめざして研修会を開催していきます。
- ◆就学前の早期発見や適切な支援が行われるよう、子ども総合センター（子育て支援課）、子ども発達相談支援センター（健康福祉課）、学校教育課の連携を促進し、巡回指導や情報の共有を図ることとで、よりきめ細かな対応を行います。
- ◆障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた取組を支援する視点に立ち、障害のない子供と共に活動し、学びあう交流及び共同学習の推進を図ります。
- ◆学校・教職員の適切な障害者理解を基盤とし、障害のある児童生徒一人一人への合理的な配慮に努めるとともに、医療的なケアの必要な児童生徒が在籍する学校には看護師の配置を検討します。

数値目標項目		現状(2018年度)	目標値(2023年度)
全国学力・学習状況調査で「学校の教員は、特別支援教育について理解し、児童の特性に応じた指導上の工夫をよく行った」と回答した学校数	小学校	4校	6校
	中学校	2校	3校

② いじめ等への対応の徹底

- ◆いじめは、どこでも誰にでも起こりうるものであるとの認識に立ち、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒に徹底するとともに、各学校におけるいじめの解消に向け、いじめの認知と情報共有の徹底を図ります。

- ◆各学校において、校長のリーダーシップの下、「いじめ問題対策チーム」を常設し、全教職員の共通理解と連携・協力により、一貫性のある校内指導体制を充実させ、いじめを見逃さない学校づくりを推進します。

数値目標項目		現状(2018年度)	目標値(2023年度)
かほく市共通アンケート調査(7月調査)「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小学校	89.7%	100.0%
	中学校	87.2%	100.0%
かほく市共通アンケート調査(7月調査)「学校における、いじめの未然防止のための取組が伝わってくる」と回答した保護者の割合	小学校	20.4%	50.0%
	中学校	18.2%	50.0%

③ 不登校児童生徒等への自立支援

- ◆登校できない児童生徒のために、教育センター内に教育支援センター「すまいる」を開設し、学力補充と生活習慣の改善をめざし、学校復帰への支援を行います。その手立てとして、学校や家庭、関係機関との連携を図りながら、多様な体験活動の開催、学習タイムでの学力補充などを行います。

数値目標項目	現状(2017年度)	目標値(2023年度)
教育支援センター「すまいる」に通う中学3年生の進路等の確定状況	100.0%	100.0%

④ 教育相談体制の充実

- ◆各中学校に配置の「心の教室相談員」と各小中学校に配置の「スクールカウンセラー」を活用して、それぞれの学校の、問題を抱える児童生徒及び保護者や教職員の相談体制を整備します。
- ◆教育センターにおいて、不登校やいじめ、気になる行動など学校生活に関わること、児童生徒との関わり方など、子供の成長に関する相談を常時受け付けます。また、必要に応じて、臨床心理士による一人一人の状況に応じた適切な対応ができるよう、関係機関と連携してきめ細かく支援します。

数値目標項目	現状(2017年度)	目標値(2023年度)
教育センターへの来所相談、訪問相談、電話相談の件数	50件	90件

⑤ 経済的な理由による子供たちの就学支援

- ◆高等学校及び高等専門学校に進学または在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学上必要な学資金を支給し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。
- ◆社会情勢や国の「要保護児童生徒の就学援助の支給基準」を参考に、就学援助制度の支給額の見直しを図ります。
- ◆奨学金制度や就学援助費について、保護者への周知を図り、漏れのない支給を行うことにより、児童生徒が安心して学べる教育環境を支援します。
- ◆経済的困難を抱える家庭の子供もしっかりとした学力を身につけることができるよう、福祉部局との連携を図りながら、学習支援等の総合的な対策を進めます。

資料④主な相談機関

相談機関電話番号 所在地受付時間	相談機関電話番号 所在地受付時間
いじめ相談テレフォン076-298-1699 受付時間月～金9:00～17:00	教育プラザ富樫こども総合076-243-1019 相談センター時間月～金9:00～21:00
石川県こころの健康センター076-238-5761 受付時間月～金8:30～17:15	津幡町少年補導センター076-288-2125 受付時間月～金8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談076-263-1188 受付時間月～土9:00～17:00	内灘町こども教育相談076-286-0151 受付時間月～金13:00～16:00
石川県中央児童相談所076-223-9553 受付時間月～金8:30～17:15	かほく市教育センター076-283-7170 受付時間月～金8:30～17:15
石川県七尾児童相談所0767-53-0811 受付時間月～金8:30～17:15	宝達志水町青少年0767-28-5518 育成センター月～金13:00～17:30
「子どもの人権110番」0570-070-110 金沢地方法務局受付月～金8:30～17:15	羽咋市子どもと保護者の0767-22-6914 相談電話受付時間月～金9:00～16:00
小立野青少年相談室076-231-1603 (金沢少年鑑別所内) 月～金9:00～16:00	七尾教育相談室0767-52-9110 受付時間月～金9:00～16:00
いじめ110番0120-617-867 (少年サポートセンター) 24時間	七尾市家庭児童相談室0767-53-8445 受付時間月～金8:30～17:15
加賀市青少年育成センター0761-73-0118 受付時間月～金9:00～17:30	輪島市教育相談室0768-23-1172 受付時間月～金9:00～17:00
加賀市こころの電話0761-73-0117 受付時間月～金9:00～20:30	輪島市青少年育成センター0768-22-3299 受付時間月～金8:30～17:15
小松市教育センター0761-21-7958 受付時間月～金9:00～17:00	能登町青少年育成センター0768-72-2510 受付時間月～金9:00～17:00
能美市学校教育課0761-55-8512 受付時間月～金8:30～17:15	珠洲少年補導センター0768-82-7821 受付時間月～金8:30～17:00
白山市教育センター076-276-8420 教育相談月～金9:00～16:00	こどもダイヤル相談076-264-4152 月～土9:00～21:00、日13:00～17:00
もしもし家庭076-275-7566 教育相談(白山市) 月～金9:00～16:00	金沢こころの電話076-222-7556 月～金18:00～20:45、土15:00～、日9:00～
野々市町ふれあいダイヤル076-246-7830 受付時間月～金9:00～17:00	チャイルドラインいしかわ0120-873-506 受付時間金・土16:00～22:00
野々市町教育センター076-248-8456 教育相談受付時間月～金9:00～17:00	

資料⑤

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力